

## テレビ共同受信の経緯

【資料1】

- 1 テレビ共同受信施設は、昭和53年に東京電力が送電線を当時の秋川市と五日市町を通過させる際に電波障害が発生することから、東京電力が影響地域に対して電波障害対策を行うために設置した施設。  
東京電力による電波障害対策以前は、山沿いの地域などに複数の共同受信組合とその受信点があった。東京電力の補償事業の中で受信点が集約され、市が引き継いだ時点で5地区にまとめられた。⇒令和6年度から6地区（網代を五日市南部と分離している）
- 2 補償事業における東京電力との覚書には「東京電力は送電線が存続する限り、共聴施設の維持・管理の責任と維持管理に係る費用を負うものとする。」とあり、そのただし書きには「技術開発または送受信方式の変更等により、共聴設備によらないで良好な受信が得られる場合には、東京電力は共聴施設の維持管理責任と費用負担を負わないとする。」という記述があった。
- 3 秋川市と五日市町の合併後、平成15年12月1日から東京・大阪・名古屋において地上デジタル放送が開始。その後、デジタル波の区域は全国に拡大し、アナログ波の運用は平成23年7月までとなった。  
デジタル波は送電線による電波障害を受けないことから、このアナログ波から地上デジタル波への移行により、送電線による電波障害が解消されたとして、覚書に基づき、東京電力は電波障害対策で実施してきた共同受信から撤退することとなった。  
ただし、送電線による電波障害が解消されても、山陰や低地など地形に伴う電波障害が解消された訳ではなく、これを市民個人の手で解決することは困難であったことから、平成22年3月1日から共同受信施設の維持管理を市が受け継ぎ現在に至る。
- 4 デジタル放送開始に伴い既存受信施設でデジタル波を受信・再配信できるように、アンテナや増幅装置を設置するなど施設の改修を約8,600万円をかけて行った。その改修費についても東京電力から負担金（H22決算）を受けている。
- 5 市は施設の受け継ぎの際、当面の維持管理や撤去費、改修費等に係る経費として、東京電力から766,802,000円（施設撤去費を含む）の負担金（H21決算）を受けた（市の負担軽減のため）。  
また、継続して共同受信によりテレビを視聴する方からは、当時国が示した、有線共聴の施設整備を国が支援する際に加入者に求めた負担額35,000円を加入分担金として徴収し、当面の運営資金に充てるため基金に積み立てた。…アンテナ設置者との負担均等も図る。  
なお、以後新規加入者（新規に住家等に配線する場合）からも同様に、加入分担金として35,000円を徴収している。